

仕 様 書

1 件名

「知って守って下請法」, 「物流特殊指定」及び「優越的地位の濫用」ガイドブック並びに「移動相談会リーフレット」の印刷

2 印刷仕様

(1) 「知って守って下請法」ガイドブック

ア 頁 数 A 4 判 28頁 (表紙, 裏表紙含む)
イ 部 数 7,870部
ウ 色 数 4 C / 4 C
エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 76.5kg
オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
カ 編 集 添付資料1のとおり原稿を編集 (4 ページ8か所)
キ 校 正 2回
ク 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

(2) 「物流特殊指定」ガイドブック

ア 頁 数 A 4 判 16頁 (表紙, 裏表紙含む)
イ 部 数 1,810部
ウ 色 数 4 C / 4 C
エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 76.5kg
オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
カ 校 正 1回
キ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

(3) 「優越的地位の濫用」ガイドブック

ア 頁 数 A 4 判 20頁 (表紙, 裏表紙含む)
イ 部 数 3,160部
ウ 色 数 4 C / 4 C
エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 76.5kg
オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
カ 編 集 添付資料2のとおり原稿を編集 (3 ページ5か所)
キ 校 正 2回
ク 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

(4) 移動相談会リーフレット

ア 頁 数 A 4 判 2 頁
イ 部 数 2,790部

ウ 色 数 4 C / 4 C
エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg
オ 校 正 1 回
カ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

※ 上記(1)~(4)の使用用紙については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した用紙を使用すること。ただし、グリーン購入法に適合する用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

3 納入物

(1) 印刷物（2(1)~(4)）

ア 納入期限 令和3年6月18日（金）
イ 納入場所 別紙のとおり
ウ 納入形態 上記2(1)~(3)については、それぞれ印刷物50部を1包装（50部に満たない場合は当該数量で1包装）として納入。上記2(4)については、それぞれ印刷物100部を1包装（100部に満たない場合は当該数量で1包装）として納入。
包装の外側1面に印刷物の名称及び数量を記載すること。

(2) 原稿データ（2で編集したもの）

ア 納入期限 令和3年6月18日（金）
イ 納入場所 〒100-8987
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
ウ 納入形態 上記2(1)及び2(3)（編集後のデータ（編集可能）及びホームページ掲載用として解像度を落とした小容量版データ）をCD-Rに記録して納入

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限
令和3年4月27日（火）正午
イ 提出場所
〒100-8987
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係
FAX : 03-3581-2951
E-mail : open-counter@jftc.go.jp
ウ 提出方法

持参，郵送，FAX 又は電子メール

エ 提出書類

- (7) 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）
- (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

- (3) 見積書の提出をもって別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

- (1) 現物（編集前）と同一仕様で増刷すること。現物（編集前）は入稿時に提供する。
- (2) 業者決定後，原稿データをCD-Rで提供する。本業務終了後，入稿時に提供したCD-Rを速やかに返却すること。
- (3) 公示期間中，現物（編集前）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば，来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。
- (4) 本件に係るデータ（原稿データ及び編集後の原稿データ）の著作権については，公正取引委員会に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

- (1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

- (2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 おの で ら きりゅう 小野寺・桐生

電話：03-3581-3375

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

ガイドブック等の納入場所一覧

番号	納入場所	所在地	部数			
			印刷物 1	印刷物 2	印刷物 3	印刷物 4
			知って守って 下請法	物流特殊指定	優越的地位の 濫用	移動相談会リーフレット
1	公正取引委員会事務総局 企業取引課	〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 13階及び 地下倉庫 電話 03(3581)3375	2,850	100	1,740	290
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 5階 電話 011(231) 6300	500	100	100	0
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 8階 電話 022(225)8420	150	350	450	0
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 8階 電話 052(961)9424	0	200	200	0
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階 電話 06(6941)2176	1,000	200	100	500
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 下請課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 10階 電話 082(228)1501	850	300	300	300
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 下請課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8階 電話 087(811)1761	970	460	170	0
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 2階 電話 092(431)6032	1,100	0	0	1,500
9	内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 電話 098(866)0049	450	100	100	200
合計			7,870	1,810	3,160	2,790

下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

知って守って 下請法

～豊富な事例で実務に役立つ～



①

公正取引委員会の右隣に中小企業庁のロゴを追加



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

下請法の概要

1 目的(第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
● 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円

② 排除措置(第7条)
↓
勧告(第7条)

3 親事業者の義務(第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び 禁止行為(第4条第1項、第2項) 並びに調査権(第9条) 及び排除措置(第7条)

(1) 義務

- ア 書面の交付義務(第3条)
イ 書類作成・保存義務(第5条)
ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
エ 遅延利息の支払義務(第4条の2)

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
エ 返品禁止(第4条第1項第4号)
オ 買いたたきの禁止(第4条第1項第5号)
カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)

③ 調査権

↓
調査・検査

第9条

↓
第6条、第9条

(1)のア及びイに
違反したときは
50万円以下の罰金
(第10条)

中小企業庁

当該下請取引に係る
事業の所管省庁

措置請求(第6条)

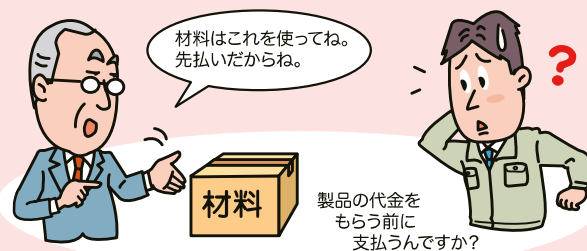
引
委
員
会

(2)の禁止行為を
行ったときは
勧告措置
(第7条)

④ 勧告措置
↓
勧告

有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。



違反行為事例

食料品メーカー



食品加工業者

有償で支給している原材料の対価について、加工期間を考慮せずに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

金属メーカー

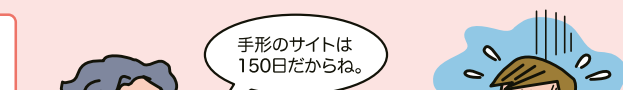


部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。※



違反行為事例

工業機械メーカー



手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

衣料品メーカー



衣料品メーカー

手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

⑤赤字で困っている箇所については、次の文章に差し替え
「また、令和3年3月31日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名により、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、おおむね3年以内（令和6年）を目途に、可能か限り速やかに60日以内とするよう要請しました。」
⑥文章等のレイアウトを別添2のとおり変更

※ 公正取引委員会及び中小企業庁では、現在、支払手形の手形期間が繊維製品に係る下請取引においては90日、その他の下請取引においては120日を超えるいわゆる長期手形は、下請法第4条第2項第2号の規定（割引困難な手形の交付の禁止）に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて同期間内に改善するよう指導しています。

また、平成28年12月14日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名により、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう要請しました。

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直) FAX 087(811)1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1732(直) FAX 03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(700)2251(直) FAX 011(728)4364

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022(221)4922(直) FAX 022(215)9463

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6038

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(224)5745(直) FAX 082(223)3123

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(883)6423(直) FAX 087(811)8558

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450(直) FAX 092(482)5551

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710

⑥
087-883-6423
↓
087-811-8564

推進室

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されて

員会



「止法相談ネットワーク」でも、

⑦
公正取引委員会の右隣に中小企業庁のロゴを追加

興協会が運営する

「下請かりこみ守」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

⑧
(2020年4月)
↓
(2021年4月)

(2020年4月)

割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。*



違反行為事例

工業機械メーカー



部品メーカー

手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形を交付していた。

衣料品メーカー



衣料品メーカー

手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える手形を交付していた。

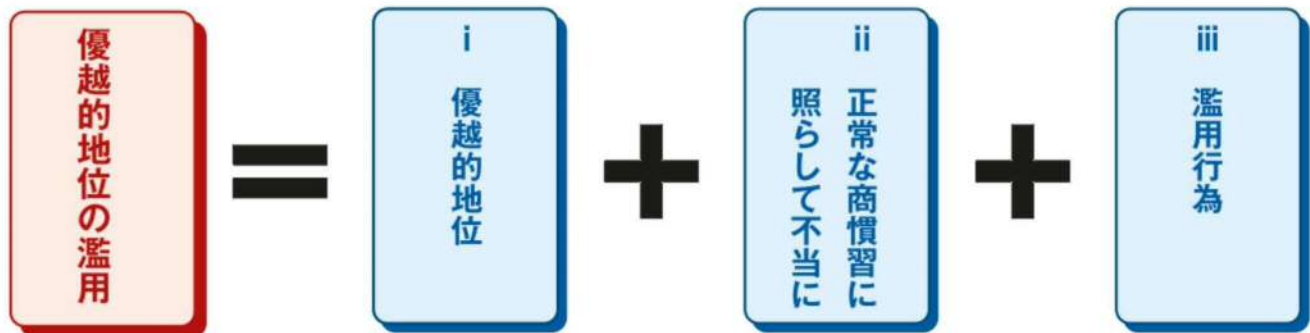
※ 公正取引員会及び中小企業庁では、現在、支払手形の手形期間が繊維製品に係る下請取引においては90日、その他の下請取引においては120日を超えるいわゆる長期手形は、下請法第4条第2項第2号の規定(割引困難な手形の交付の禁止)に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて同期間内に改善するよう指導しています。

また、令和3年3月31日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名により、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、おおむね3年以内(令和6年)を目途に、可能な限り速やかに60日以内とするよう要請しました。

■ 優越的地位の濫用の概要

優越的地位の濫用規制(独占禁止法第2条第9項第5号)

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。



i 優越的地位(P3)

A社がB社に対して優越した地位にあるとは、

B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ないような場合

ii 正常な商慣習に照らして不当に(P4)

正常な商慣習に照らして不当である場合とは、公正な競争を阻害するおそれがある場合

iii 優越的地位の濫用になり得る行為類型(P5～P15)

- 購入・利用強制 (第4の1)
- 協賛金等の負担の要請 (第4の2(1))
- 従業員等の派遣の要請 (第4の2(2))
- その他経済上の利益の提供の要請 (第4の2(3))
- 受領拒否 (第4の3(1))
- 返品 (第4の3(2))
- 支払遅延 (第4の3(3))
- 減額 (第4の3(4))
- その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等(第4の3(5))
 - ・ 取引の対価の一方的決定 (第4の3(5)ア)
 - ・ やり直しの要請 (第4の3(5)イ)
 - ・ その他 (第4の3(5)ウ)

※()内は優越ガイドライン中の記号



① 公正取引委員会の右隣に中小企業庁のロゴを追加

排除措置

- 違反行為の差止め
- 契約条項の削除
- その他違反行為を排除するために必要な措置

罰則

- 違反行為に係る期間(6年間を上限とし、~~す。~~)における違反行為の相手方との取引額に算定率(1%)を掛けた額の課徴金が課されます。

① カッコ内を赤字の文言に修正してください。完成色は黒字をお願いします。

■ 独占禁止法違反行為への対処

優越的地位の濫用行為を行った事業者に対して公正取引委員会が行う措置

● 排除措置命令(独占禁止法第20条)

排除措置命令とは、違反行為をした者に対して、違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。

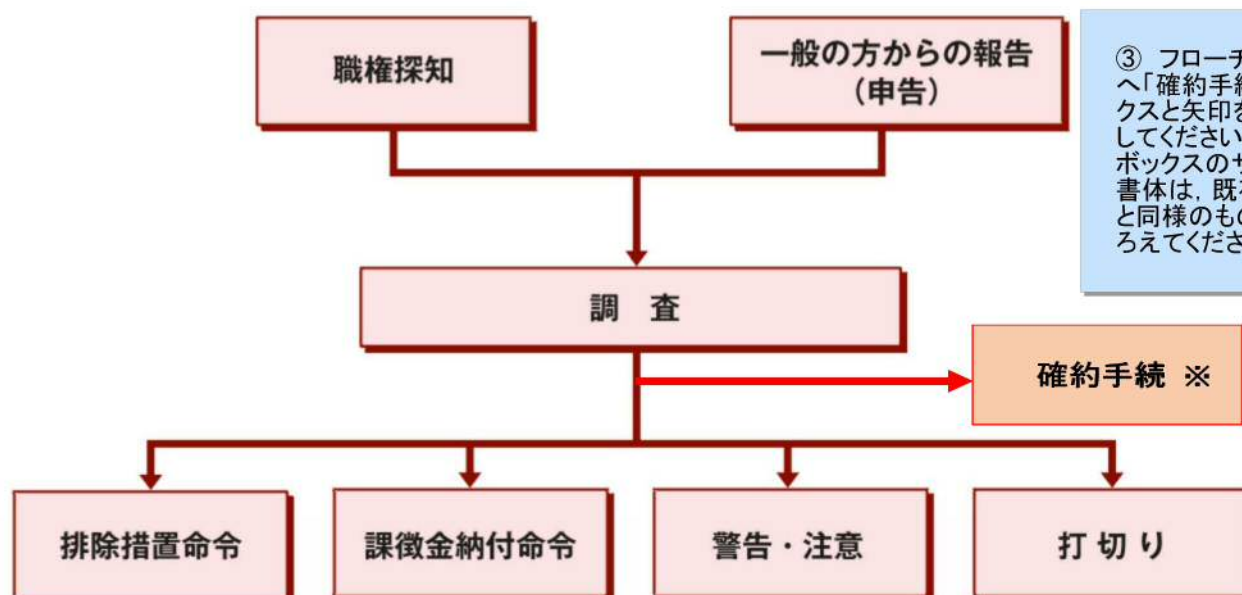
● 課徴金納付命令(独占禁止法第20条の6)

課徴金とは、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため、行政庁が違反事業者等に対して課す金銭的不利益のことをいいます。優越的地位の濫用行為が行われた場合は、違反行為をした者に対して、違反行為に係る期間(~~3年間を上限とします。~~)における違反行為の相手方との取引額に算定率(1%)を掛けた額の課徴金が課されます。**始期は調査開始日から最長10年前まで遡及**

なお、課徴金算定額が100万円未満のときは納付を命じられません。

② カッコ内を赤字の文言に修正してください。

● 違反事件の処理手続



③ フローチャートへ「確約手続」ボックスと矢印を追加してください。色、ボックスのサイズ、書体は、既存の図と同様のものにそろえてください。

※ 確約手続は、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続です。公正取引委員会からの通知を受けた事業者は、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置等を記載した確約計画を作成し、公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができます。計画が認定されると、排除措置命令や課徴金納付命令が行われないことになります。

④ 上記赤字を追加して下さい。完成色は黒字でお願いします

■ 優越的地位濫用事件タスクフォースについて

独占禁止法の優越的地位の濫用に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とし、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置しています。

優越的地位濫用事件タスクフォースにおいては、一般の方から提供された情報等から、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・是正に努めることとしています。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の 考え方についてのお問い合わせ先

公正取引委員会では、本局及び各地方事務所等において、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方についての御相談に対応しています。

事務所名	問い合わせ先
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	電話 03-3581-3375 (直) FAX 03-3581-1800
北海道事務所 取引課	電話 011-231-6300 (代) FAX 011-261-1719
東北事務所 取引課	電話 022-225-7096 (直) FAX 022-261-3548
中部事務所 取引課	電話 052-961-9423 (直) FAX 052-971-5003
近畿中国四国事務所 取引課	電話 06-6941-2175 (直) FAX 06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	電話 082-228-1501 (代) FAX 082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	電話 087-811-1750 (代) FAX 087-811-1761
九州事務所 取引課	電話 092-431-6031 (直) FAX 092-474-5465
沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	電話 098-866-0049 (直) FAX 098-860-1110

インターネットでも、様々な情報を提供しています。是非、御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/>



公
Japa

⑤ 変更前 2019年4月
↓
変更後 2021年4月

(2019年4月)